

3 0 川 監 公 第 1 1 号

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

市民文化局、会計室、消防局

3 監査の範囲

平成29年度及び30年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成30年9月3日から同年11月28日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（1）予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行同等の手続を適正に行われたい。

(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、会計室出納課)

(2) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

これらの多くは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

預金により生じた利子を指定金融機関等に払い込んでいなかった事例

(消防局総務部人事課)

イ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(消防局川崎消防署、宮前消防署)

(イ) 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

(市民文化局市民生活部庶務課、市民文化振興室、同岡本太郎美術館、消防局警防部警防課、同指令課、臨港消防署、中原消防署、宮前消防署)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(市民文化局市民生活部庶務課、同地域安全推進課、人権・男女共同参画室、同平和館)

(エ) 備品整理簿に登載していなかった事例

(市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室)

(オ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(市民文化局市民スポーツ室)

ウ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行って
いなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致してい
なかった事例

(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、消防局臨港消防署、
高津消防署)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載して
いなかった事例

(消防局警防部航空隊)

エ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

(市民文化局市民生活部交流推進担当)

(イ) 物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了して
いなかった事例

(市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課)